

医療環境調査及び経営改善支援業務委託仕様書

1 業務委託名

医療環境調査及び経営改善支援業務委託

2 業務委託の背景

横須賀市は、平成 14 年に国立横須賀病院の経営委譲を受け、社団法人地域医療振興協会を指定管理者として開設する「市立うわまち病院」と、地方公営企業法の一部適用を受けて開設する「市立市民病院」の 2 つの市立病院を有している。

このうち、「市立市民病院」においては、平成 13 年度から連続して赤字を計上していることに加え、診療報酬の引き下げや全国的な医師不足など医療を取り巻く環境が大きく変化する中、平成 18 年度から経営収支の改善を図ることで地域住民に持続的に良質な医療を提供していくため、横須賀市立市民病院経営健全化計画を策定した。

当該計画は、バランススコアカードを活用し、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 ヶ年で推進するもので、財務の視点、顧客（患者）の視点、業務プロセスの視点、学習と成長の視点に分類される 43 のアクションプランから成り立っている。

すでに初年度の計画実施が完了したが、医師不足等の根本的課題は解決しておらず、経営収支の改善は、未だ見込みが立っていない。

このような経過の中、平成 19 年 12 月に総務省から公立病院改革ガイドラインが示され、本市において本業務を委託することになった。

3 業務委託の目的

- (1) 本市における市立 2 病院の存在意義、役割等を明確化するために必要となる医療需要等の調査を行い、収集した各種データをもとに現状分析及び課題の抽出を行う。
- (2) 公立病院改革ガイドラインに基づく市立 2 病院の改革プランの策定と目標達成のための改善支援を求める。
- (3) 市民病院の経営健全化計画（アクションプラン）との整合性を保ちながら、必要に応じた同計画の見直しと計画推進の支援を求める。

4 仕様概要

(1) 医療環境調査

ア 基礎調査

(ア) 国、県及び横須賀市の医療計画及び将来動向を調査する。

(イ) 二次医療圏における人口動向、疾病動向、交通インフラ動向等を調査する。

イ 医療需給調査

(ア) 二次医療圏における疾患別患者推計、医療機関ごとのシェア分析を行う。

(イ) 二次医療圏における医療機関（総合病院、診療所等）のマッピングを行う。

(ウ) 二次医療圏における診療所のニーズ調査（アンケート、ヒアリング調査等）を行う。

ウ 類似医療機関調査・分析

二次医療圏における類似医療機関の調査を行い、強み及び弱み部分を洗い出す。

エ 市立2病院の機能分析

(ア) 市立2病院の諸機能に関して調査・分析する。

(イ) 市民病院の経営状況、バランススコアカード達成状況、職員・患者満足度調査の結果を整理し、現状分析する。

オ 市立2病院の役割分析

基礎調査、医療需給調査、類似医療機関調査・分析、市立2病院の機能分析の結果に基づき、市立2病院の役割、位置付けを分析する。

カ 課題抽出

(ア) 二次医療圏における市立2病院に関わる基本的な課題を抽出する。

(イ) 以下に掲げる項目は、必須項目として市立2病院に関わる課題を抽出する。

財務分析

診療科別収支分析

コスト削減管理

人件費

交通アクセス

その他業務執行に係るもの

(2) 経営改善支援業務

ア 改善策提案

(ア) 市民病院の経営収支改善につながる具体的改善策を提案する。

特に、医師確保、アウトソーシングの促進、外来部門の分離、SPDの導入の4項目については、実施に向けた具体的改善策を提案する必須項目とする。

イ 改善支援

(ア) 市民病院における改善策を実行する際の支援を行う。

(イ) 市立2病院の「公立病院改革プラン」の策定支援を行う。

(ウ) 市民病院における経営健全化計画(アクションプラン)を進めるに際して、バランススコアカードによるマネジメント及びモニタリングを支援する。

5 委託期間

契約の日から平成21年3月31日まで

6 委託業者選定方法

企画書の提出とプレゼンテーションをもとにしたコンペティションにより業者選定を行う。

7 契約上限額

20,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

8 支払方法

業務完了後、一括払い

9 委託業者に求める事項

- (1) 当該業務委託の遂行に必要な能力、知識、人脈及び経験を有する人材を配置できること。
- (2) 病院改革に関わる業務委託を受託した実績のあること。
- (3) 1名のみ担当者配置でなく、チーム編成による執行体制を整えることができること。
- (4) 本仕様書に記述された業務内容にとどまらず、市立2病院にとって有益な情報の提供や効率的運営に寄与する提案を積極的に行うこと。

10 報告書の提出等

- (1) 当該業務委託の進捗状況は、毎月末、報告書を提出の上、担当者が説明する。
- (2) 市議会（常任委員会、特別委員会を含む。）及び市立病院運営委員会への報告が必要となる事項については、市が指定する期日までに報告書を提出する。
- (3) 改革プラン骨子案を平成 20 年 8 月 20 日、改革プラン素案を平成 20 年 9 月 10 日までに提出する。
- (4) 当該業務に関する中間報告書を平成 20 年 10 月末日、最終報告書を平成 21 年 3 月 10 日までに提出する。
- (5) それぞれの報告書の提出部数は、紙面で 3 部、CD-R で 1 枚提出する。

11 その他

- (1) 横須賀市が保有する情報等で本業務を遂行する上で必要となるものについては、適宜、提供する。
- (2) 企画書の作成に際しては、本仕様書、別紙「医療環境調査及び経営改善支援業務委託事業者選定要領」及び横須賀市立市民病院ホームページ等に記載された事項を参考とすること。
横須賀市立市民病院HP <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/byouin/>
- (3) 上記の他、「神奈川県地域保健医療計画」「よこすか元気アップ 21」等に記載された事項についても参考とすること。
- (4) その他本業務を遂行する上で必要な事項は、契約締結前及び契約締結後、随時、両者協議の上、決定するものとする。

12 担当部課

横須賀市病院管理部経営計画担当課

担 当 高橋

連絡先 046(858)1741（直通）

F A X 046(858)1776

E-Mail ga-hm@city.yokosuka.kanagawa.jp